

# 「DVかも……」と思ったら、すぐに相談を

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人などの親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。夫婦間であっても暴力は重大な人権侵害であり、犯罪行為です。DVは身体的暴力のほか、精神的または経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。暴力を受け、どうしたらいいのかわからなくなったときは、一人で悩まずにすぐ相談ください。

## 相談窓口

- ◎ 女性サポートセンター ☎ 043(206)8002(24時間、365日対応)
- ◎ 女性のための電話相談 ☎ 04(7140)8605(火～日曜日 午前9時30分～午後4時)
- ◎ 男性のための電話相談 ☎ 043(285)0231(火・水曜日 午後4時～8時)
- ◎ 山武健康福祉センター ☎ 0475(54)2388(月～金曜日 午前9時～午後5時)
- ◎ 警察本部相談サポートコーナー ☎ 043(227)9110  
(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)
- ◎ 横芝光町役場福祉課 ☎ (84)1257

◆ 問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎ (84)1257

## 交通遺児手当の支給

交通事故により保護者が死亡あるいは重度の障害者となった場合、義務教育終了までの児童を養育する保護者に対し、交通遺児手当を支給しています。

手当を受けるには、申請が必要です。

### 支給額

児童1人あたり月額 6,000円

### 必要書類

- ・ 警察署長発行の交通事故証明
- ・ 重度の心身障害についての医師の診断書



### ◆ 問い合わせ

福祉課社会福祉班 ☎ 84-1257

### 【お詫びと訂正】

広報10月号の16ページ「手作り料理を食卓に～米粉入りシューマイ～」記事で、材料の表記に誤りがありました。

訂正し、お詫び申し上げます。

(誤) 米粉・・・大さじ1/2

(正) 米粉・・・30g

## 11月は児童虐待防止推進月間です！

# 気づくのは あなたと地域の 心の目

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や福祉課へ連絡してください。子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

### ◎子どものこんなサイン見落としていませんか？

- ① 不自然な傷や打撲のあと
- ② 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ③ 表情が乏しい
- ④ おどおどしている
- ⑤ 落ち着きがなく、乱暴になる
- ⑥ 親を避けようとする
- ⑦ 夜遅くまで1人で遊んでいる

### ◎子どもを虐待から守るための5か条

- ① おかしいと感じたら迷わず連絡（通告）
- ② しつけのつもりは言い訳
- ③ ひとりで悩みを抱え込まない
- ④ 親の立場より子どもの立場
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる

### ◆連絡・問い合わせ

東上総児童相談所 ☎ 0475-27-1733  
福祉課社会福祉班 ☎ 84-1257